

ひらかた高齢者保健福祉計画21 (第10期)の策定について



1. ひらかた高齢者保健福祉計画21とは

1. ひらかた高齢者保健福祉計画21とは

① 計画の位置づけ

- ・老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」
- ・介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を包含

NEW

② 第10期の計画期間

令和9年度から令和11年度までの3年間



1. ひらかた高齢者保健福祉計画21とは

③ 計画策定の趣旨

- ・ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みを作り上げていくための方向性をまとめたもの。
- ・ 計画期間における介護給付等対象サービスや地域支援事業の必要量の見込み、また介護保険施設等の整備数について定めるとともに、これらサービス提供の財源となる介護保険料の算定を行う。

2. 第10期計画策定に向けたアンケート 調査（4種類）の実施



2. 第10期計画策定に向けたアンケート調査（4種類）の実施

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国様式）
 - ②在宅介護実態調査（国様式）
 - ③高齢者の健康づくり等に関する実態調査（市独自）
 - ④介護保険サービス等に関する実態調査（市独自）
- ※②以外は、インターネット回答に対応



2. 第10期計画策定に向けたアンケート調査（4種類）の実施

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国様式）
- ②在宅介護実態調査（国様式）
- ③高齢者の健康づくり等に関する実態調査（市独自）
- ④介護保険サービス等に関する実態調査（市独自）

国からの通知（※）に基づき、第10期においても引き続き実施する。

（※）第10期介護保険事業（支援）計画に向けた調査の実施

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者的心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。

<実施いただきたい調査>

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握するために重要であり、実施していただきたい。
- 在宅介護実態調査については、介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要介護認定を受けている者を対象とした調査である。計画の作成にあたり関係者と議論する際の材料として有用であり実施していただきたい。

<実施を検討いただきたい調査>

- その他のサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査については、調査の実施・分析に必要となる体制の確保に留意しつつ、可能であれば実施を検討いただきたい。



3. 国様式の調査について



① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国様式）

◆調査対象：要介護認定を受けていない65歳以上の市内在住者

1,560名

(市内13の日常生活圏域から各120名の無作為抽出)

《参考》前回実績：1,300名に配付

有効回答数926件、有効回答率71.2%

◆目的：要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を明らかにする。

◆調査方法：郵送による無記名調査（令和7年11月から調査開始予定）

◆前回からの主な変更点：

- ・被保険者番号と照合可能な形式で配布することにより、同一個人の経年的な生活状況等の変化や、社会参加による効果等を把握することが可能となる。
- ・「就労の状況」に関する設問の追加



② 在宅介護実態調査（国様式）

- ◆調査対象：要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している市内在住者
《参考》前回実績：有効回答数661件
- ◆目的：介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握・分析する。
- ◆調査方法：認定調査員による聞き取り
(既に令和7年9月から調査開始)
- ◆前回から変更なし

4. 市独自の調査について

③ 高齢者の健康づくり等に関する実態調査（市独自）

- ◆調査対象：要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市内在住者 1,950名
(市内13の日常生活圏域から各150名の無作為抽出)
《参考》前回実績：1,300名に配付
有効回答数839件、有効回答率64.5%
- ◆目的：健康づくりや日々の暮らししぶり、今後の生活に対する考え方等を把握・分析する。
- ◆調査方法：郵送による無記名調査

④ 介護保険サービス等に関する実態調査（市独自）

- ◆調査対象：要支援・要介護認定を受けている65歳以上の市内在住者 1,950名
(市内13の日常生活圏域から各150名の無作為抽出)
《参考》前回実績：1,300名に配付
有効回答数706件、有効回答率54.3%
- ◆目的：介護サービスの利用実態、今後の生活に対する考え方等を把握・分析する。
- ◆調査方法：郵送による無記名調査

5. 認知症施策推進計画策定に向けた 意見の把握

5. 認知症施策推進計画策定に向けた意見の把握

「認知症施策推進計画」を包含して策定するにあたり、認知症の人や家族等の意見を広く聞くように努める。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

第13条第3項

市町村は、市町村計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聞くよう努めなければならない。

【令和6年度】

認知症当事者・家族等の意見を丁寧に聞く場（井戸端会議）を開催
計4回実施し、当事者18名、家族17名より意見をいただいた。

5. 認知症施策推進計画策定に向けた意見の把握

【令和7年度】

- ◆認知症当事者に、社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）へ参画
いただく
- ◆認知症カフェ等に職員が出向き、当事者等の声を直接聴く
- ◆当事者等を対象としたアンケートの実施（※）
など

※アンケートは、関係機関（地域包括支援センター、ケアマネジャー、グループホーム連絡協議会、認知症カフェなど）を通じて依頼

- ◆高齢者の健康づくり等に関する実態調査
- ◆介護保険サービス等に関する実態調査
- ◆認知症当事者等へのアンケート



府内委員会および社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）
でのご意見をもとに、設問内容を決定

6. 第10期計画策定スケジュール

6. 第10期計画策定スケジュール

時期	内容
令和7年(2025年) 9月	在宅介護実態調査（国様式）
10月	17日 令和7年度第1回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会幹事会 31日 令和7年度第1回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会
11月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国様式） 第10期計画策定について枚方市社会福祉審議会に諮問 19日 令和7年度 第1回枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
12月以降	高齢者実態調査（市独自様式2種類） 認知症当事者等へのアンケート

6. 第10期計画策定スケジュール

時期	内容
令和8年(2026年) 5月	令和8年度 第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
9月～10月	令和8年度 第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
11月～12月	令和8年度 第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 計画素案についての市民意見聴取及び市民意見交換会の実施
令和9年(2027年) 1月	令和8年度 第4回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 枚方市社会福祉審議会から答申
2月	市民福祉委員協議会へ計画案及び介護保険料改定方針の報告
3月	定例月議会に介護保険条例改正議案提出 ひらかた高齢者保健福祉計画21（第10期）の策定

※幹事会・委員会は必要に応じて隨時開催